

令和 6 年度

犬山市下水道事業経営戦略改定審議会
(第 8 回)

犬山市 都市整備部下水道課

審議会のスケジュール

第6回審議会（R6年7月29日）

1. 経営戦略の見直し内容
2. 収支ギャップ解消の取組
3. 現在の使用料体系の確認
4. 今後の検討内容や
スケジュールについて

第7回審議会（R6年10月4日）

1. 経営戦略・ロードマップ
素案の確認
2. 使用料改定案の審議

第8回審議会（R6年11月29日）

1. 使用料改定案の再審議
2. 経営戦略（案）の確認
3. ロードマップ（案）の確認
4. パブリックコメント（案）の確認

第9回審議会（R7年2月3日）

1. パブリックコメントの
結果報告
2. 経営戦略見直し案の確定
3. ロードマップ案の確定
4. 最終答申案について

第10回審議会（R7年2月18日）

1. 最終答申

※審議会の内容は進捗により変更する場合があります。

第7回審議会の振り返り

- 下水道使用料改定回数として1回、2回、3回の案を提示

⇒ 改定数1回の案で進める方針で決定

- 使用料体系の改定案として5案を提示

⇒ (ケース4)「基本水量を廃止」「少量使用に配慮」案とする方針で決定

第8回審議会の審議事項

- 使用料改定案についての議論
- 経営戦略(案)の確認
- ロードマップ(案)の確認
- パブリックコメント(案)の確認
- 今後のスケジュールについて

1. 使用料改定案の検討

1－1. 改定回数（案）について

第7回審議会で改定回数についての方針として3案提示

1案: 令和8年度に1回改定

2案: 令和8年度、11年度で段階的に2回改定

3案: 令和8年度、9年度、10年度で段階的に3回改定

⇒ **1案(1回改定) を採用する方針で決定**



- ①第7回審議会にて、改定回数は複数が多いとの意見が多数あったこと
- ②5年後に経営戦略の検証を行い、それに伴う見直しを行う予定であること
- ③近隣市町の多くが複数の改定数を予定していること

⇒ **これらを踏まえ、今回の審議会では改定回数を2回とする案を提示**

- 回数比較表

1. 使用料改定案の検討

1-2. 使用料体系（案）について

- 前回審議会で提示した「基本水量を廃止」・「少量使用に配慮」案をベースに2案作成

A-1案	B-1案
改定率25%	
改定回数2回案の1回目	
少量使用者に配慮した案の最終改定率の半分	少量使用配慮案をベースに下水道事業経営の安定化を図るため基本使用料を上げて多量使用者の負担の緩和を図る案の最終改定率の半分

- B-1案について

- ・ 多量使用者に依存した使用料体系では使用料収入が多量使用者の経営状況に大きく影響される
- ・ 安定した事業経営を目指すには、多量使用者への依存度を少しでも緩和させることが必要

1. 使用料改定案の検討

1-2. 使用料体系（案）について

- 各改定案の1回目の改定における使用料体系案は以下のとおり。
- 各改定案における特徴及び現行体系からの改定率等は次頁以降に示す。

水量区分 (m ³ /月)		現行 体系	A-1案	B-1案
基本使用料		550	675	725
従量 使用料	1 ~ 5 m ³	0	20	20
	6 ~ 10 m ³	44	50	55
	11 ~ 20 m ³	84	100	100
	21 ~ 30 m ³	104	125	120
	31 ~ 100 m ³	129	160	155
	101 ~ 500 m ³	154	190	180
501 m ³ ~		199	235	225
20m ³ /月使用料		1,610	2,025	2,100

【参考】現行体系の20m³/月の使用料算出方法

$$550(\text{基本使用料}) + 5 \times 44(6 \sim 10\text{m}^3) + 10 \times 84(11 \sim 20\text{m}^3) = 1,610\text{円}$$

1. 使用料改定案の検討

1-2. 使用料体系（案）について（A-1案）

【料金体系表】

1使用月あたり/税抜

水量区分（m ³ /月）		現行単価 （円/m ³ ）	改定単価 （円/m ³ ）	改定率	改定額 （円）
基本使用料		550	675	23%	125
従量 使用料	1 ～ 5 m ³	0	20	—	20
	6 ～ 10 m ³	44	50	14%	6
	11 ～ 20 m ³	84	100	19%	16
	21 ～ 30 m ³	104	125	20%	21
	31 ～ 100 m ³	129	160	24%	31
	101 ～ 500 m ³	154	190	23%	36
	501 m ³ ～	199	235	18%	36
20m ³ /月使用料		1,610	2,025	—	—
累進度		4.5	4.7	—	—

【使用水量ごとの料金表】

1使用月あたり/税抜

	現行	A-1案	増額	増加割合
10m ³	770	1,025	255	33%
20m ³	1,610	2,025	415	26%
30m ³	2,650	3,275	625	24%
40m ³	3,940	4,875	935	24%
50m ³	5,230	6,475	1,245	24%
100m ³	11,680	14,475	2,795	24%
500m ³	73,280	90,475	17,195	23%
1,000m ³	172,780	207,975	35,195	20%

- 少量水量（1～20m³）区分の改定率を低く設定
- 前回審議会で提示した少量使用者に配慮した案の半分の改定
- 使用水量ごとの使用料の増加割合が概ね一定

累進度 使用料体系の負担の公平性を示す指標

水量区分の最高単価÷最低単価で計算される。（現在は199円/44円＝4.5）
 累進度を緩和することで不公平に多量使用の負担が大きくなることを防ぐ

1. 使用料改定案の検討

1-2. 使用料体系（案）について（B-1案）

【料金体系表】

1使用月あたり/税抜

水量区分（m ³ /月）		現行単価 （円/m ³ ）	改定単価 （円/m ³ ）	改定率	改定額 （円）
基本使用料		550	725	32%	175
従量 使用料	1 ～ 5 m ³	0	20	—	20
	6 ～ 10 m ³	44	55	25%	11
	11 ～ 20 m ³	84	100	19%	16
	21 ～ 30 m ³	104	120	15%	16
	31 ～ 100 m ³	129	155	20%	26
	101 ～ 500 m ³	154	180	17%	26
	501 m ³ ～	199	225	13%	26
20m ³ /月使用料		1,610	2,100	—	—
累進度		4.5	4.1	—	—

【使用水量ごとの料金表】

1使用月あたり/税抜

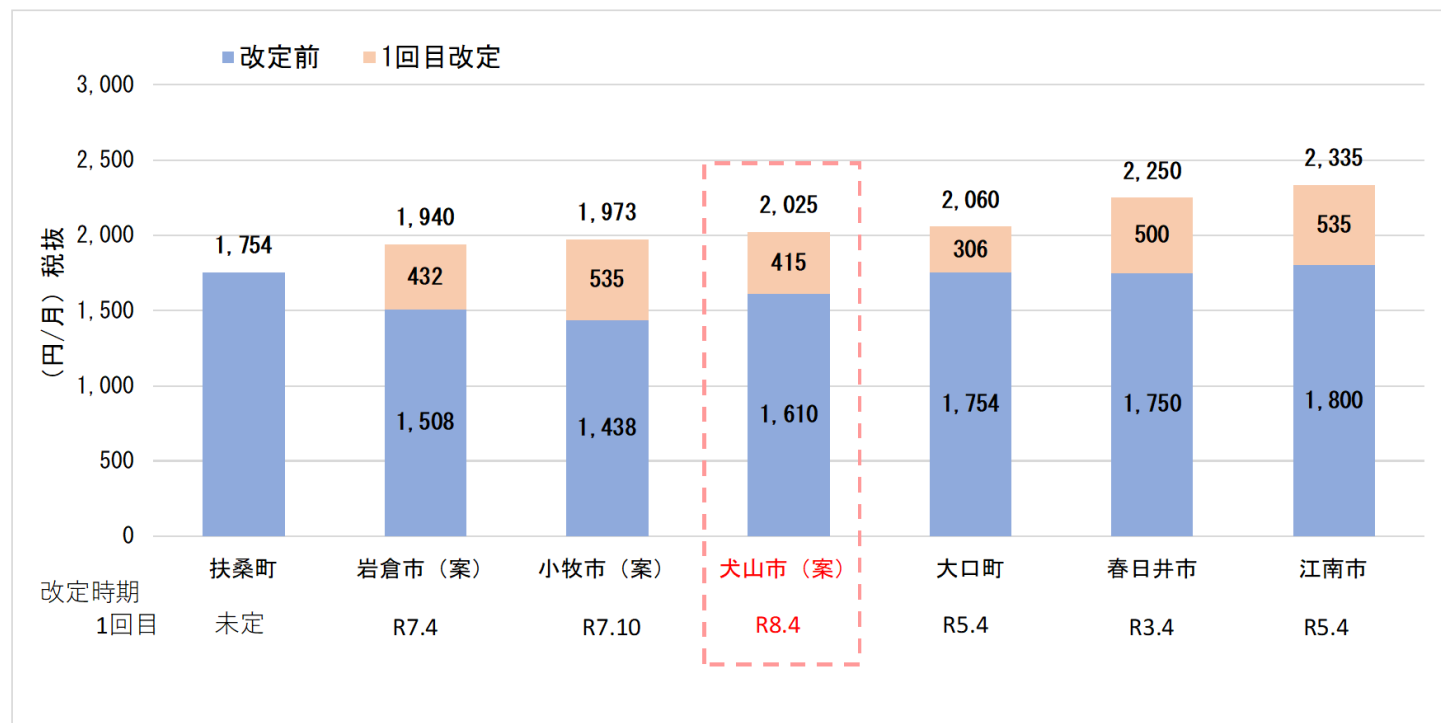
	現行	B-1案	増額	増加割合
10m ³	770	1,100	330	43%
20m ³	1,610	2,100	490	30%
30m ³	2,650	3,300	650	25%
40m ³	3,940	4,850	910	23%
50m ³	5,230	6,400	1,170	22%
100m ³	11,680	14,150	2,470	21%
500m ³	73,280	86,150	12,870	18%
1,000m ³	172,780	198,650	25,870	15%

- A-1案よりも基本使用料を若干上げて、多量水量区分(31m³～)の改定額を緩和
- 少量使用者に配慮しつつも、多量使用者(31m³～)への負担を少しでも緩和
- 使用水量ごとの使用料の増加割合が多量になるほど低くなる

1. 使用料改定案の検討

1-2. 使用料体系（案）について

●近隣市町の1回目改定の使用料体系における1月あたり20³使用した際の 使用料(税抜)比較（A案で比較）



20³/月使用した場合の使用料

※ 岩倉市及び小牧市については、審議会の答申案。
扶桑町については、改定の公表資料なし。(審議会実施中)

1. 使用料改定案の検討

1-2. 使用料体系（案）について（考え方）

- 前回審議会で提示した「基本水量を廃止」・「少量使用に配慮」案をベースに2案作成
- 最終改定時点

A-2案	B-2案
改定率50%	
最終改定時	
少量使用者に配慮した案	少量使用配慮案をベースに下水道事業経営の安定化を図るため基本使用料を上げて多量使用者の負担の緩和を図る案

1. 使用料改定案の検討

1－2. 使用料体系（案）について

- 各改定案の2回目の改定における使用料体系案は以下のとおり。
- 各改定案における特徴及び現行体系からの改定率等は次頁以降に示す。

水量区分 (m ³ /月)		現行 体系	A-2案	B-2案
基本使用料		550	850	950
従量 使用料	1 ～ 5 m ³	0	40	40
	6 ～ 10 m ³	44	50	60
	11 ～ 20 m ³	84	110	110
	21 ～ 30 m ³	104	155	140
	31 ～ 100 m ³	129	190	180
	101 ～ 500 m ³	154	230	205
501 m ³ ～		199	270	250
20m ³ /月使用料		1,610	2,400	2,550

【参考】現行体系の20m³/月の使用料算出方法

$$550(\text{基本使用料}) + 5 \times 44(6 \sim 10\text{m}^3) + 10 \times 84(11 \sim 20\text{m}^3) = 1,610\text{円}$$

1. 使用料改定案の検討

1-2. 使用料体系（案）について（A-2案）

【料金体系表】

1使用月あたり/税抜

水量区分（m ³ /月）		現行単価 （円/m ³ ）	改定単価 （円/m ³ ）	改定率	改定額 （円）
基本使用料		550	850	55%	300
従量使用料	1 ～ 5 m ³	0	40	—	40
	6 ～ 10 m ³	44	50	14%	6
	11 ～ 20 m ³	84	110	31%	26
	21 ～ 30 m ³	104	155	49%	51
	31 ～ 100 m ³	129	190	47%	61
	101 ～ 500 m ³	154	230	49%	76
	501 m ³ ～	199	270	36%	71
20m ³ /月使用料		1,610	2,400	—	—
累進度		4.5	5.4	—	—

【使用水量ごとの料金表】

1使用月あたり/税抜

	現行	A-2案	増額	増加割合
10m ³	770	1,300	530	69%
20m ³	1,610	2,400	790	49%
30m ³	2,650	3,950	1,300	49%
40m ³	3,940	5,850	1,910	48%
50m ³	5,230	7,750	2,520	48%
100m ³	11,680	17,250	5,570	48%
500m ³	73,280	109,250	35,970	49%
1,000m ³	172,780	244,250	71,470	41%

- 少量水量（1～20m³）区分の改定率を低く設定
- 前回審議会で提示した少量使用者に配慮した案
- 使用水量ごとの使用料の増加割合が概ね一定

累進度 使用料体系の負担の公平性を示す指標

水量区分の最高単価÷最低単価で計算される。（現在は199円/44円＝4.5）

累進度を緩和することで不公平に多量使用の負担が大きくなることを防ぐ

1. 使用料改定案の検討

1-2. 使用料体系（案）について（B-2案）

【料金体系表】

1使用月あたり/税抜

水量区分（m ³ /月）		現行単価 （円/m ³ ）	改定単価 （円/m ³ ）	改定率	改定額 （円）
基本使用料		550	950	73%	400
従量 使用料	1 ～ 5 m ³	0	40	—	40
	6 ～ 10 m ³	44	60	36%	16
	11 ～ 20 m ³	84	110	31%	26
	21 ～ 30 m ³	104	140	35%	36
	31 ～ 100 m ³	129	180	40%	51
	101 ～ 500 m ³	154	205	33%	51
	501 m ³ ～	199	250	26%	51
20m ³ /月使用料		1,610	2,550	—	—
累進度		4.5	4.2	—	—

【使用水量ごとの料金表】

1使用月あたり/税抜

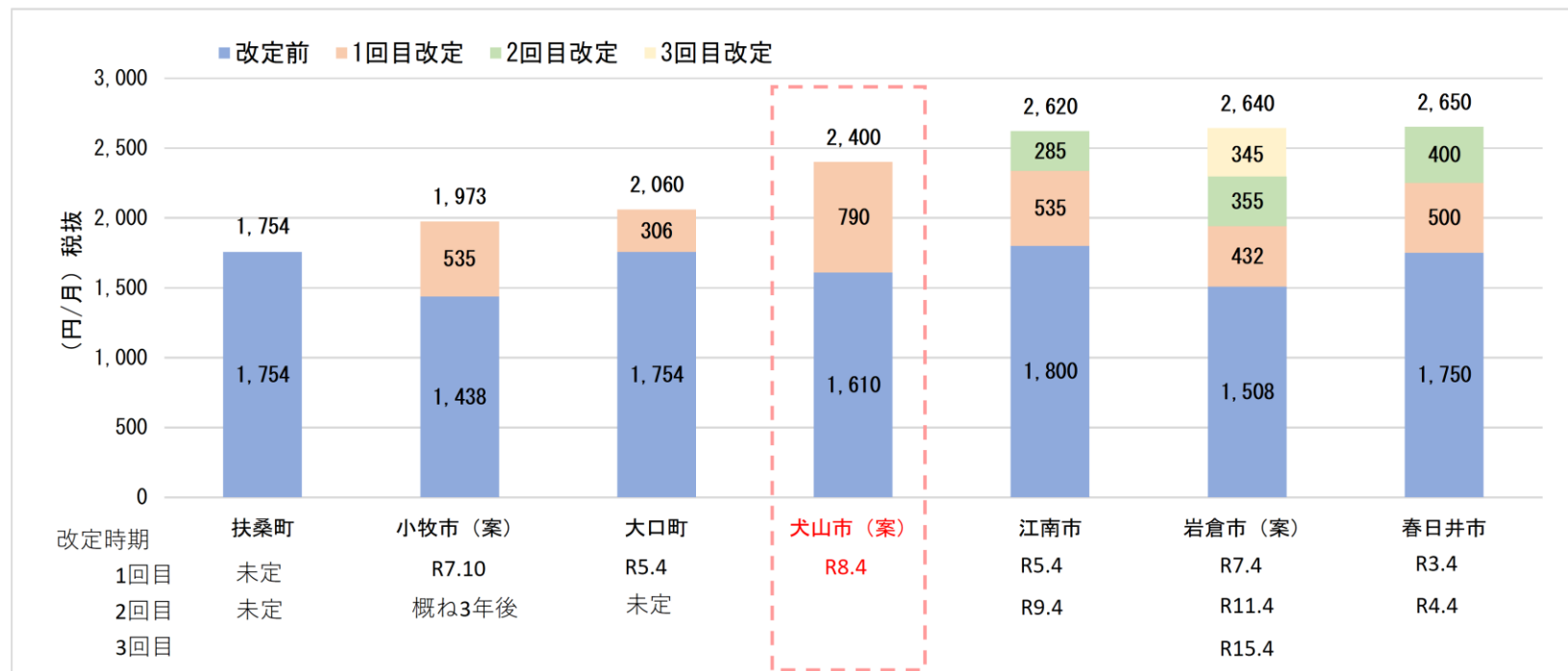
	現行	B-2案	増額	増加割合
10m ³	770	1,450	680	88%
20m ³	1,610	2,550	940	58%
30m ³	2,650	3,950	1,300	49%
40m ³	3,940	5,750	1,810	46%
50m ³	5,230	7,550	2,320	44%
100m ³	11,680	16,550	4,870	42%
500m ³	73,280	98,550	25,270	34%
1,000m ³	172,780	223,550	50,770	29%

- A-2案よりも基本使用料を若干上げて、多量水量区分(31m³～)の改定額を緩和
- 少量使用者に配慮しつつも、多量使用者(31m³～)への負担を少しでも緩和する
- 使用水量ごとの使用料の増加割合が多量使用になるほど低くなる

1. 使用料改定案の検討

1-2. 使用料体系（案）について

●近隣市町の改定後の使用料体系における1月あたり20m³使用した際の 使用料(税抜)比較（A案で比較）



20m³/月使用した場合の使用料

※ 岩倉市及び小牧市については、審議会の答申案。

岩倉市は3回の改定を予定しており、図は3回目改定(予定)後。

扶桑町については、改定の公表資料なし。(審議会実施中)

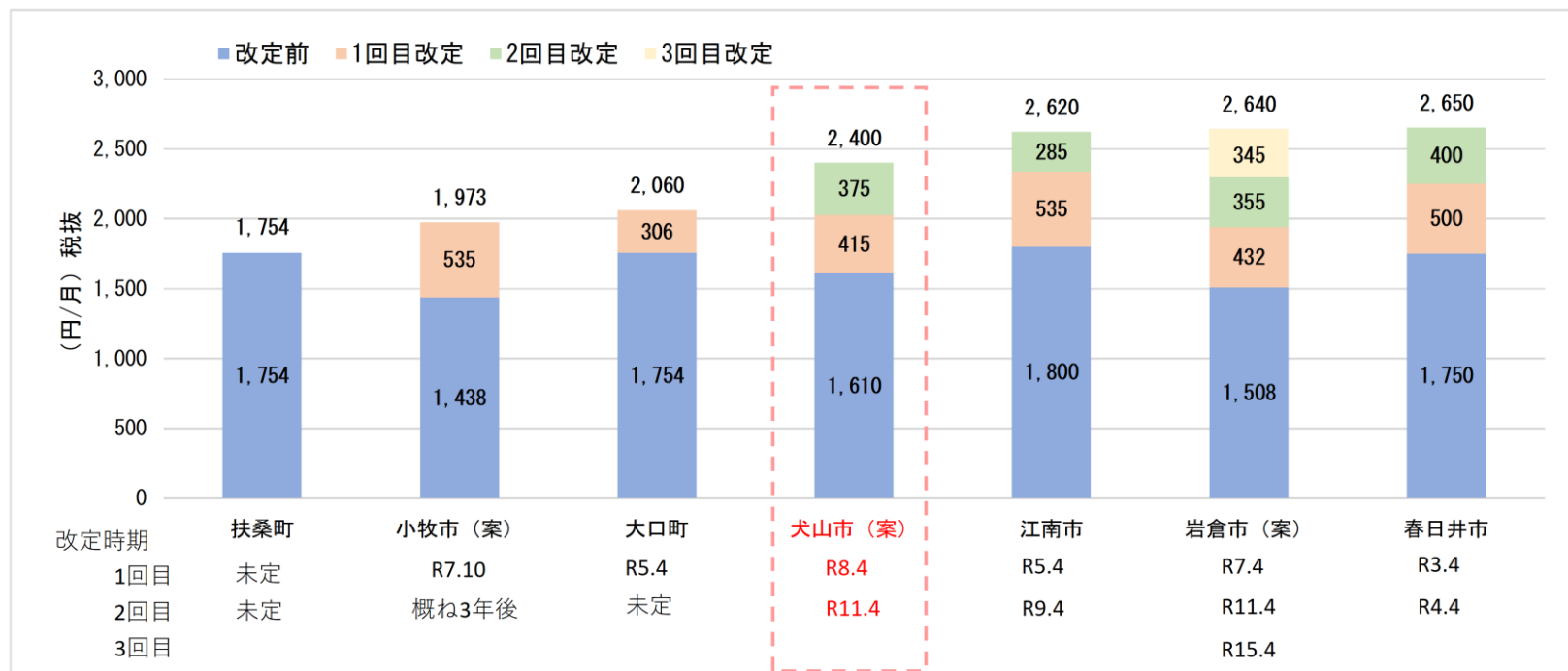
小牧市は2回目改定の単価表が未公表。R7の概ね3年後に2回目の改定を予定。

大口町の1回目改定以降は未定。

1. 使用料改定案の検討

1-2. 使用料体系（案）について

●近隣市町の改定後の使用料体系における1月あたり20m³使用した際の 使用料(税抜)比較（A案で比較）



20m³/月使用した場合の使用料

※ 岩倉市及び小牧市については、審議会の答申案。

岩倉市は3回の改定を予定しており、図は3回目改定(予定)後。

扶桑町については、改定の公表資料なし。(審議会実施中)

小牧市は2回目改定の単価表が未公表。R7の概ね3年後に2回目の改定を予定。

大口町の1回目改定以降は未定。

1. 使用料改定案の検討

1－2. 使用料体系（案）について

●使用料改定後の使用水量ごとの料金比較

			改定率：25%（1回目改定時点）		改定率：累計50%（最終改定時点）	
区分	使用水量	現行料金	A-1案	B-1案	A-2案	B-2案
少量使用	10m ³	770	1,025 +255	1,100 +330	1,300 +530	1,450 +680
	20m ³	1,610	2,025 +415	2,100 +490	2,400 +790	2,550 +940
	30m ³	2,650	3,275 +625	3,300 +650	3,950 +1,300	3,950 +1,300
多量使用	200m ³	27,080	33,475 +6,395	32,150 5,070	40,250 +13,170	37,050 +9,970
	500m ³	73,280	90,475 +17,195	86,150 +12,870	109,250 +35,970	98,550 +25,270
	1,000m ³	172,780	207,975 +35,195	198,650 +25,870	244,250 +71,470	223,550 +50,770
	10,000m ³	1,963,780	2,322,975 +359,195	2,223,650 +259,870	2,674,250 +710,470	2,473,550 +509,770

（円/月 税抜）

1. 使用料改定案の検討

1－3. 「公衆浴場用」の使用料体系について

「公衆浴場用」の使用料体系

- 一般用の使用料体系の改定に合わせて改定
- 基本使用料は一般用の改定率に準拠
- 基本水量は廃止
- 従量使用料は一般用の使用料体系の改定に準拠

現行

区分	基本使用料（1使用月）		従量使用料（1使用月）	
	排水量	使用料	排水量	使用料
公衆浴場	10m ³ まで	385円	10m ³ ～100m ³	一般用で 算定した額の2分の1
			101m ³ ～	一般用で 算定した額の4分の1

1回目改定

区分	基本使用料（1使用月）		従量使用料（1使用月）	
	排水量	使用料	排水量	使用料
公衆浴場	－ (廃止)	480円 (25%改定)	1m ³ ～100m ³	一般用で 算定した額の2分の1
			101m ³ ～	一般用で 算定した額の4分の1

最終改定

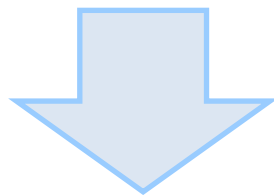
区分	基本使用料（1使用月）		従量使用料（1使用月）	
	排水量	使用料	排水量	使用料
公衆浴場	－ (廃止)	575円 (累計50%改定)	1m ³ ～100m ³	一般用で 算定した額の2分の1
			101m ³ ～	一般用で 算定した額の4分の1

従量使用料については、一般用の使用料体系の改定に準拠

1. 使用料改定案の検討

1－4. 「農業集落排水事業」の使用料体系について

- 農業集落排水事業は、農業集落のために整備された污水处理施設で、公共下水道と同様に汚水や生活雑排水は下水道管を通じて污水处理場で浄化している。
- 現行の使用料については、公共下水道の一般用と同様の体系となっている。



農業集落排水の使用料体系公共下水道の一般用と同じ使用料体系に改定

5. 今後の検討内容やスケジュールについて

5-1. 今後の検討内容

項 目	開催時期 (令和5年度)	審議内容	項 目	開催時期 (令和6年度)	審議内容
第1回	令和5年8月18日	1. 下水道事業の概要 2. 犬山市下水道事業の現状分析 3. 今後の課題	第6回	令和6年7月29日	1. 経営戦略の見直し内容 →犬山市下水道事業の現状分析および課題を整理し、見直した投資・財政計画の確認 2. 使用料改定の目安の確認 →経費回収率向上のための使用料改定率の確認 3. 現在の使用料体系の確認 →犬山市の使用料体系について、投資・財政計画や他自治体等を考慮した分析結果の確認
第2回	令和5年10月23日	1. 下水道計画区域について	第7回	令和6年10月4日	1. 経営戦略・ロードマップ素案の確認 →人口減少や施設の老朽化、下水道整備の課題を踏まえた犬山市下水道事業経営戦略の改定（案）の確認 2. 使用料改定案の審議 →使用料単価および基本水量制等を検討し、経費回収率向上を目指した使用料体系の確認
第3回	令和5年12月22日	1. 下水道計画区域について 2. 持続的な経営のための取り組み方針について	第8回	令和6年11月29日 (今回)	1. 経営戦略（案）ロードマップ（案）の確認 →人口減少や施設の老朽化、下水道整備の課題を踏まえた犬山市下水道事業経営戦略の改定（案）の確認 2. 使用料改定案の再審議 →第7回審議会の結果を踏まえて見直した使用料改定案の確認
第4回	令和6年2月26日	1. 第3回審議会の質問への回答 2. 答申案 3. 今後の検討内容やスケジュールについて	第9回	令和7年2月3日 (予定)	1. パブリックコメントの結果報告 2. 最終答申案 →犬山市下水道事業経営戦略の改定に対する答申案の確認
第5回	令和6年3月19日	1. 中間答申	第10回	令和7年2月18日 (予定)	1. 最終答申

5. 今後の検討内容やスケジュールについて

5-2. スケジュール案

作 業 項 目		令和 5 年度		令和 6 年度											
		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
経営戦略の見直し	1-1. 情報の収集・整理、現状分析、課題把握 等														
	1-2. 投資・財政計画の検討														
	1-3. 収入・支出の改善案の検討														
	1-4. 経営戦略改定案作成														国へ提出
	1-5. ロードマップ作製														国へ提出
使用料改定の検討	2-1. 使用料体系の目安の検討														
	2-2. 使用料単価の検討、基本水量制の検討 等														
	2-3. 使用料に関する方針決定														
審議会等	3-1. 犬山市下水道事業経営戦略改定審議会														
	3-2. パブリックコメント														
	3-3. 議会説明、条例改正（R7以降に実施）														